

仙台市沖野老人福祉センター

ご利用案内

1) 利用にあたって

沖野老人福祉センターでは、地域で活動しているさまざまな団体・サークルを支援するために、部屋の貸し出しを無料で行っています。ぜひご活用下さい。

(※団体・サークルに所属される皆さんが仙台市内にお住まいで60歳以上であることが、必須条件となります)

2) 各室概要

室名	定員(名)
生活相談室	18
娯楽会議室	24
機能回復訓練室	50
大広間	50

3) 利用の申込について

・初めて利用する時

各団体/サークルの代表者とセンター担当者間において利用規約、目的、人数などを確認。必要事項を使用申込書に記入・押印後、使用期日の5日前までにセンター事務所までご提出ください。

・2回目以降

利用予定月の1ヶ月前から受け付けを開始（7月ぶん→6月1日から受付）。

代表者（もしくは代理の方）必要事項を使用申込書に記入・押印後、使用期日の5日前までにセンター事務所までご提出ください。（申込は先着順とさせていただきます）。

※以下の点は予めご了承ください。

①センターの行事や、申込の状況によりまして、部屋が空いていても利用できない場合。

②**新規の参加団体があった場合は、新規団体を優先させていただきます。**

③16日以降の申込に関しましては、受け付けた場合でも、センターだよりの予定表には掲載されません。

4) 一つの団体で一ヶ月に利用できる回数の上限

・原則として2回まで（できるだけ多くの団体・サークルを幅広く支援することがセンター本来の主旨であり、少数の団体にだけ利用回数が偏らないようにするため）

※「1回」とは午前・午後ともに下記の利用時間となります(途中退室可)。

※入室・退室とも時間厳守でお願いします。

5) 1回の利用時間(最長)および休館日

利用時間	午前・・・9時30分～12時
	午後・・・1時～4時
休館日	毎週月曜日（祝日が月曜に当たるときは、その翌日）
	年末年始（12/28～1/4）
	※10月第2月曜(祝日)に限り、メンテナンスによる休館日となります

6) 注意事項

沖野老人福祉センターは仙台市内にお住まいの60歳以上の方の健康増進・教養の向上・レクリエーションの便宜を総合的に資することを目的として設置された公共の施設です。利用に際しましては、特に以下の点にご注意ください。

- ① 部屋の使用後は、掃除機やモップ掛けをしてください。また、使ったイスやテーブルなどは元の状態に戻して、原状復帰をお願いします。
- ② 飲食は館内大広間でお願いします。
- ③ 利用している室内においてのスリッパ・中履き等の着用は可能ですが、部屋の外に出るときは脱いでください。
- ④ ご利用の際に「団体集計表」をお渡しします。その表に男女別・各区の地域別の人数（参加者）を集計、記入して窓口へご提出してください。
- ⑤ 利用を取り消すことが決まった場合、（※来館できなくなった場合を含む）代表者（もしくは代理の方）は、すぐにその旨を事務所までご連絡ください。
- ⑥ 資料などのコピー代は各1枚(片面)

白黒：10円 カラーコピー：50円 カラーコピー(A3)：80円 となります。

- ⑦ 駐車スペースが限られております。指定された箇所・台数を厳守してください。
- ⑧ 車の移動をお願いすることもあります。必ずご自分でお願い致します。

補足：

①「センターだより」の掲載について

前月1日～15日までに申込された団体・サークルが翌月のセンターだより予定表に掲載されます。(※3月1日～15日の申込→4月号の予定表に掲載)

16日以降、空室が見られる場合はさらに申込を受け付け、申込のあった団体に空室を振り分けます(申込が重複する場合は先着順)。

なお、**16日以降の申込については、受け付けが認められた場合も、センターだよりの予定表には掲載されません。** 予めご了承ください。

②部屋使用における、優先順位について

部屋を使用する際にあたっての、優先順位は以下の通りとなっております。

ご了承の上、ご利用ください。

- 1)センター主催の行事
- 2)趣味の教室
- 3)団体・サークル
- 4)個人使用(卓球・囲碁・将棋 など)

沖野老人福祉センター 館長

附則

※この要綱は平成27年3月1日より実施します。

※この要綱は平成28年6月1日より実施します。